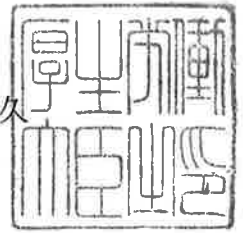


(様式4)

厚生労働省発社援 0110 第12号
平成 26 年 1 月 10 日

社会福祉法人日本介助犬協会
理事長 大島 慶久 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

平成 26 年 1 月 10 日から平成 31 年 1 月 9 日まで